

2013(平成 25)年 1 月 8 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
副総理 財務大臣 麻生 太郎 様

〒102-0085 千代田区六番町 1 5
プラザエフ 6 階
全国消費者団体連絡会
事務局長 河野康子
電話 0 3 - 5 2 1 6 - 6 0 2 4
FAX 0 3 - 5 2 1 6 - 6 0 3 6
webmaster@shodanen. gr. jp

2013 年度予算への

地方消費者行政の充実強化に対する財政支援措置を求めます

消費者庁発足以来、地方消費者行政の強化なくして消費者行政の前進はないとして、地方自治体の消費者行政に対する支援措置がとられてきました。その財政措置である地方消費者行政活性化基金事業は今年度をもって終了します。

地方消費者行政活性化基金は 4 ヶ年にわたって活用され、自治体の消費者行政のハード・ソフトともに底上げが図られてきました。多くの自治体に消費者被害に係る相談窓口が新規設置され、資格を持った相談員の配置が進みました。消費者庁の調査によれば、「消費生活センターの設置率は、平成 24 年 4 月 1 日現在、市区では 67.5% (533 自治体)、町では 21.9% (164 自治体)、村では 14.7% (27 自治体)」、「消費生活に関する相談窓口 (消費生活センターを含む) の設置率は、市区で 99.1% (783 自治体)、町で 92.1% (689 自治体)、村で 71.2% (131 自治体) となっています」。2008 年度 100 億円まで落ち込んだ自治体の消費者行政予算は、地方消費者行政活性化基金事業が取り組まれた 4 ヶ年で 168 億円 (2012 年度) まで回復しました。これは 4 ヶ年で総額 223 億円を支援した国の地方消費者行政活性化基金が自治体の消費者行政への取り組みを後押しし、自治体の意欲を引き出した結果によるものです。

しかし、自治体の取り組みは道半ばであり、消費者行政を拡充したいとの自治体の意欲を継続するためには、引き続き、国の支援が不可欠となっています。当会の会員団体による自治体の消費者行政の実態調査によれば、多くの自治体が国の財政支援の継続措置を渴望しています。

私たちは、2013 年度予算において、地方消費者行政活性化基金事業を実質的に引き継ぎ、発展させる国の財政支援措置を強く要望します。